

事業の概要

(目 的)

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行う

(事業内容)

以下の医療機関に対し、給付金を支給する

- ①令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に
病床数（一般病床、療養病床、精神病床）の削減を行う
医療機関
- ②「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）
の提出について」により削減の意向を示し、令和6年12月
17日から令和7年9月30日までに病床の削減を行い、都道
府県に対して病床数の変更に関する届出を行った医療機関
- ③「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」に
おいて病床を削減予定と報告を行い、現に病床を削減した
医療機関

(交付額)

1床につき4,104千円（休床の場合は2,052千円）
※産科部門や小児科部門の病床等は対象外

(地域医療構想調整会議での議論)

以下に該当する場合には、地域医療構想調整会議等での
議論を行った上で、支給の要否を決定する。

- ✓ 現に患者が入院している病床を削減する場合
- ✓ 病床数をあわせて100床以上削減する場合

(スケジュール)

6月23日 申請受付開始
7月13日 申請受付終了
8月24日 東京都から厚労省へ申請

※複数回の申請期間を設ける予定の旨を厚労省から
示されている

(事業スキーム)

- ・都道府県は、医療機関からの申請を受け付け、書類審査を
行い、適当と認められる申請について厚労省へ提出
- ・基金管理団体から医療機関へ給付金を支給

※ 本事業により病床数を削減した場合は、二次医療圏における基準病床数を削減

※イメージ図

